

# 雇用クリーンプランナー プレゼンツ ミニセミナー

法改正・ルール改正シリーズ第10回

「2024年問題～対象業種とその中身」

# 2024年問題～対象業種とその概要

事業・業務	猶予期間中の取扱い (2024年3月31日まで)	猶予後の取扱い (2024年4月1日以降)
<b>建設事業</b>	* 原則の規制が適用されず	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害の復旧・復興の事業を除き、原則の規制がすべて適用</li> <li>【災害の復旧・復興の事業】</li> <li>・ 月100時間未満 ・ 2～6ヶ月平均80時間以内</li> <li>* 上記が適用されない</li> </ul>
<b>自動車運転の業務</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別条項付き36協定の年間上限が960時間</li> <li>【以下、適用されず】</li> <li>・ 月100時間未満 ・ 2～6ヶ月平均80時間以内</li> <li>・ 月45時間超年6ヶ月まで</li> </ul>
<b>医師</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別条項付き36協定の年間の時間外 + 休日上限が最大1,860時間</li> <li>【以下、適用されず】</li> <li>・ 2～6ヶ月平均80時間以内・月45時間超年6ヶ月まで</li> <li>* <u>医療法等に追加健康確保措置に関する定め有</u></li> </ul>
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	<ul style="list-style-type: none"> <li>【以下、適用されず】</li> <li>・ 月100時間未満 ・ 2～6ヶ月平均80時間以内</li> </ul>	原則の規制がすべて適用

# 法改正後の原則

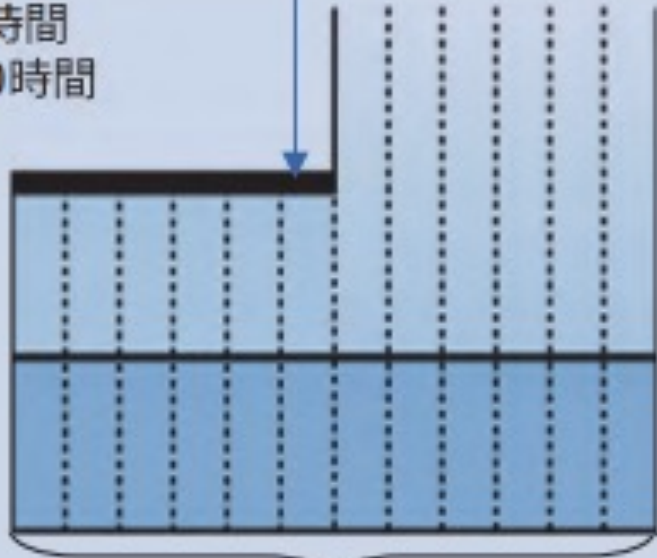
上限規制の  
イメージ

(改正前)

上限なし  
(年6か月まで)

大臣告示による上限  
(行政指導)

- ✓月45時間
- ✓年360時間



1年間 = 12か月



(改正後)

法律による上限  
(特別条項/年6か月まで)

- ✓年720時間
- ✓複数月平均80時間\*
- ✓月100時間未満\*

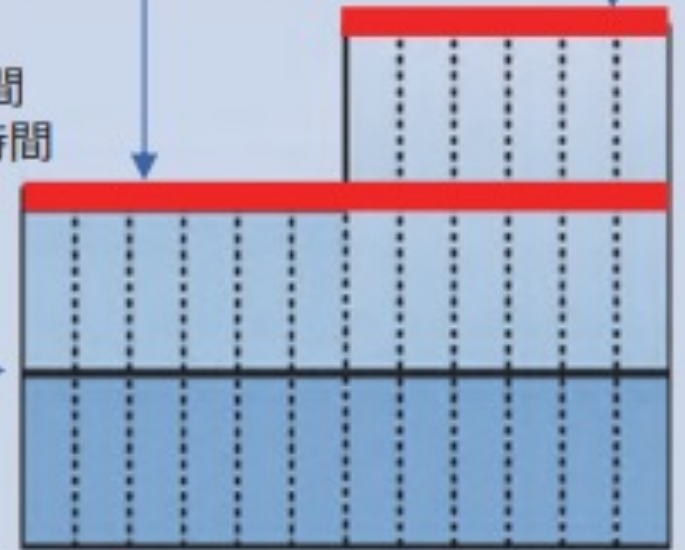
\* 休日労働を含む

法律による上限  
(原則)

- ✓月45時間
- ✓年360時間

法定労働時間

- ✓1日8時間
- ✓週40時間



## ①建設業における2024年問題

【災害時における復旧及び復興の事業に従事することが見込まれる場合】における  
「特別条項で定めることが出来る時間」

1ヶ月	1年
* 適用なし	720時間
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 1年720時間まで</li><li>・ 限度時間を超えて時間外労働を延長できるのは年6回（6ヶ月）まで</li></ul> <p>* 以下適用なし *</p> <p>⇒1ヶ月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以下、</p>	

【参照】建設業 時間外労働の上限規制 わかりやすい解説  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001116624.pdf>

## ②自動車運転業における2024年問題

### <重要ポイントⅠ>

\* 特別条項付き36協定の年間上限が960時間

### <以下規制なし！>

~~\* 時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内、月45時間超年6ヶ月まで、~~



### <重要ポイントⅡ>

※自動車運転の業務に従事する労働者は、別途、運転時間や勤務時間インターバルについて定めた「改善基準告示」を遵守する必要がある！

「改善基準告示」とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（厚生労働大臣告示）のことを言い、自動車運転者の長時間労働を防ぐことは労働者自身の健康確保のみならず、

## ②自動車運転業における2024年問題

国民の安全確保の観点からも重要であることから、トラック、バス、ハイヤー・タクシー等の自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため拘束時間の上限、休息期間について基準等が設けられています。

改善基準告示は、法定労働時間の段階的な短縮を踏まえて見直しが行われた平成9年以降、改正は行われていませんでしたが、令和4年12月に自動車運転者の健康確保等の観点により見直しが行われ、拘束時間の上限や休息期間等が改正されました（令和6年4月1日施行）。

厚労省HP <https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/truck/notice>

## ②自動車運転業における2024年問題 \*トラック

### トラックの「改善基準告示」見直しのポイント


長時間労働・過重労働の実態にある自動車運転者の健康確保等の観点から、見直しを行うもの。

	現行	見直し後
1年の拘束時間	<u>3,516</u> 時間	原則: <u>3,300</u> 時間
1か月の拘束時間	原則: <u>293</u> 時間 最大: <u>320</u> 時間	原則: <u>284</u> 時間 最大: <u>310</u> 時間 (1年の拘束時間が <u>3,400</u> 時間を超えない範囲で年6回まで) ※ 284時間を超える月が3か月を超えて連続しないこと。 ※ 月の時間外・休日労働が <u>100</u> 時間未満となるよう努める。
1日の休息期間	<u>継続 8</u> 時間	<u>継続11</u> 時間を基本とし、 <u>9</u> 時間下限 ※ <u>長距離・泊付きの運行の場合は、運行を早く切り上げ、まとまった休息を取れるよう例外を規定。</u>

### ③医療業はA水準、B水準、C水準、がある…

2024年4月1日から、**医業**に従事する勤務医の時間外・休日労働時間は、**原則として年960時間が上限**となります（A水準）。医療機関が、地域医療の確保などの必要からやむを得ず、所属する医師にこれを上回る時間外・休日労働を行わせる必要がある場合は、その理由に応じて、都道府県知事から指定を受ける必要があります。

指定の種類	長時間労働が必要な理由	年の上限時間
(A水準)	原則（指定取得は不要）	960時間
連携B水準	他院と兼業する医師の労働時間を通算すると長時間労働となるため	通算で1,860時間 （各院では960時間）
B水準	地域医療の確保のため	1,860時間
C-1水準	臨床研修・専門研修医の研修のため	1,860時間
C-2水準	長時間修練が必要な技能の修得のため	1,860時間



※1,860時間の上限が適用されるのは、指定理由に対応する業務に従事する医師のみ

**労働トラブル編～労働時間・長時間労働**